

「保護司制度に関するアンケート」結果について (抜粋版)

○ 実施期間:平成30年8月～9月

○ アンケート対象

【A票】 地区保護司会長(886名)……………1

【B票】 委嘱後6年未満の保護司(100名)……………12

【C票】 有職(常勤の会社員等)の保護司(100名)……………17

【D票】 定年による退任予定時期まで1年未満の保護司(100名)…22

※ 無回答を計上していないため、各回答の合計がアンケート全体の回答数と一致しない場合があります。

平成30年12月

法務省保護局

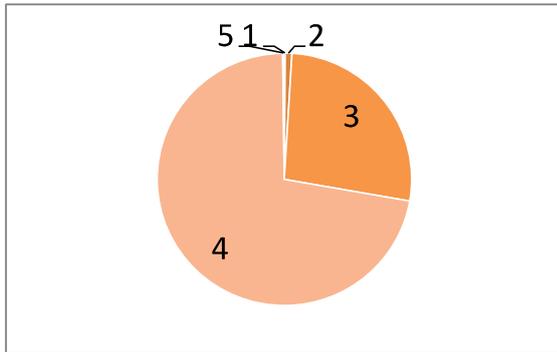
更生保護法人全国保護司連盟

【A票】地区会長

○ 地区保護司会長

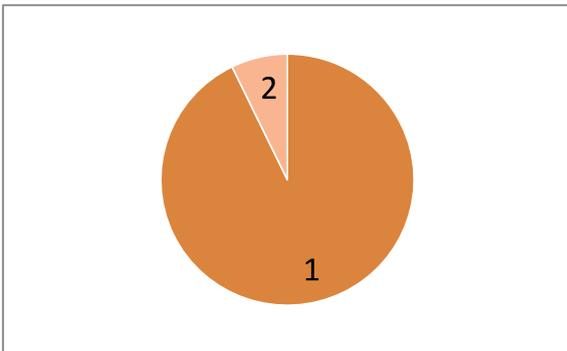
【H30年8月～9月】 回答数:861(回答率97.2%)

【A票・問4】 年齢



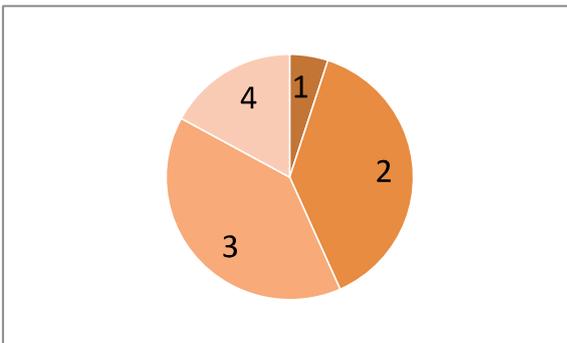
	括弧内は%
1 50歳未満	1 (0.1)
2 50歳から59歳	7 (0.8)
3 60歳から69歳	231 (26.8)
4 70歳以上	620 (72.0)
5 (無回答)	2 (0.2)

【A票・問5】 性別



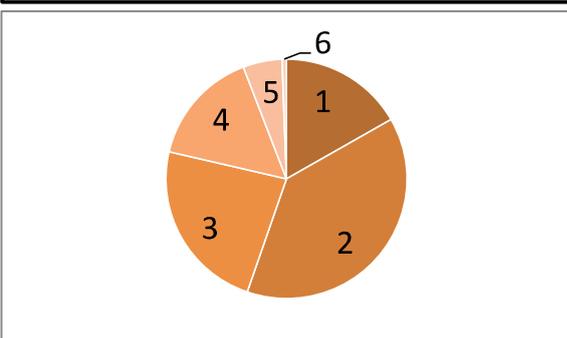
1 男性	799 (92.8)
2 女性	62 (7.2)

【A票・問6】 保護司の在職年数



1 10年未満	43 (5.0)
2 10年以上20年未満	330 (38.3)
3 20年以上30年未満	341 (39.6)
4 30年以上	147 (17.1)

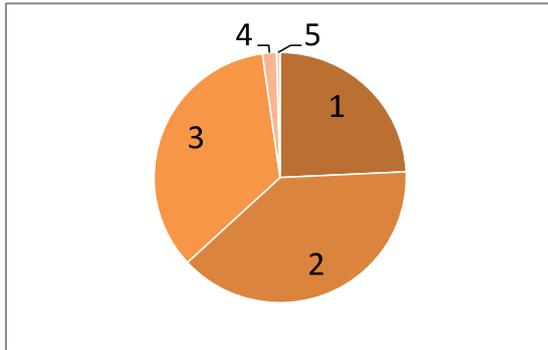
【A票・問7】 保護司会長の就任期間



1 1年未満	144 (16.7)
2 1年以上3年未満	332 (38.6)
3 3年以上5年未満	201 (23.3)
4 5年以上10年未満	134 (15.6)
5 10年以上	45 (5.2)
6 (無回答)	5 (0.6)

【A票】地区会長

【A票・問8】 保護司個人の人脈を生かして適任者を確保する方法が、以前(10年程度前)に比べて困難になったか。



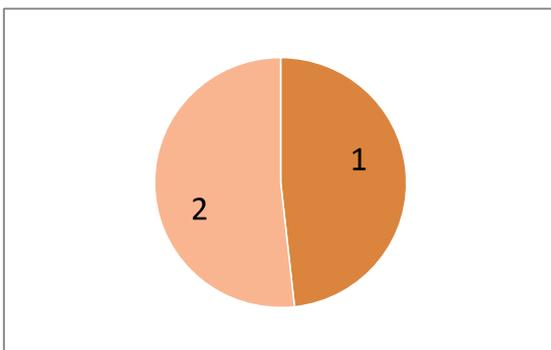
1 困難になった	207 (24.3)
2 どちらかといえば困難になった	331 (38.8)
3 変わらない	295 (34.6)
4 どちらかといえば容易になった	15 (1.8)
5 容易になった	4 (0.5)

【A票・問9】 保護司個人の人脈を生かして適任者を確保する方法が、以前(10年程度前)に比べて困難になった原因はなにか。(自由記載)

(主な回答)

- ・ 一般的に定年が延長され、就労年齢が高くなり、ボランティアをする余裕がなくなった人が多くなったほか、時間的余裕ができたときには委嘱時年齢を超えていることが多くなった。
- ・ 共働きの増加
- ・ 現職の人は職場の理解を得ることが困難となった。日中の研修、行事参加が多くなり、負担を感じる。ボランティアとはいえ、金銭的な負担も一因と考えられる。
- ・ 地域内の人間関係の希薄化、高齢化。
- ・ 犯罪者を自宅に入れることへの抵抗感を示される。保護司の仕事は専門的・特殊と理解され、敬遠されがち。
- ・ ボランティアに対しての意識が乏しくなった。
- ・ 適任者は地域の他の役も引き受けており、保護司まで受けられないと断られることが多い。

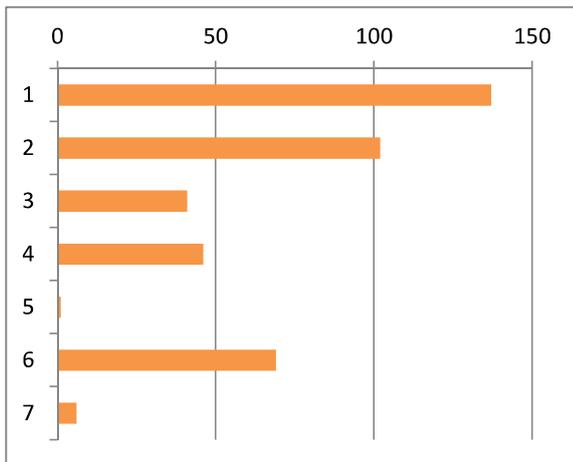
【A票・問10】 保護司候補者検討協議会を設置しているか。



1 設置している	415 (48.3)
2 設置していない	445 (51.7)

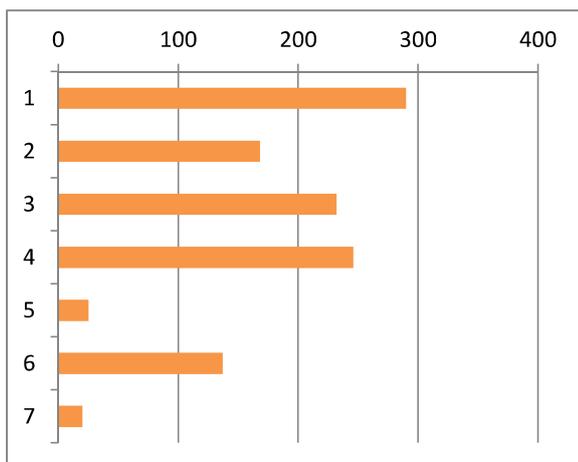
【A票】地区会長

【A票・問11】 保護司候補者検討協議会の設置によって得られた効果(主なもの1つ)



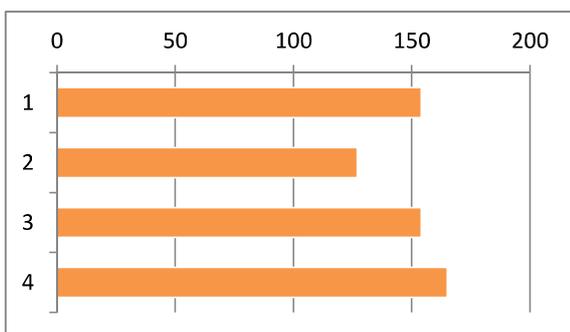
1 保護司候補者に係る情報提供	137 (34.1)
2 保護司活動への理解・協力	102 (25.4)
3 地方公共団体等関係団体との連携促進	41 (10.2)
4 推薦手続の透明化	46 (11.4)
5 保護司候補者の意欲の高まり	1 (0.2)
6 めばしい効果はない	69 (17.2)
7 その他	6 (1.5)

【A票・問12】 保護司候補者検討協議会の設置をより多くの委嘱につなげるためにはどのような運営をすることが効果的か。(主なもの3つ)



1 協議会の趣旨を委員によく理解してもらう	290 (69.9)
2 保護司の確保が必要な区域に絞って開催	168 (40.5)
3 委員を地域事情をよく承知している者にする	232 (55.9)
4 委員を幅広い分野から選定	246 (59.3)
5 協議会の開催回数を多くする	25 (6.0)
6 協議会以外の機会にも委員と情報共有	137 (33.0)
7 その他	20 (4.8)

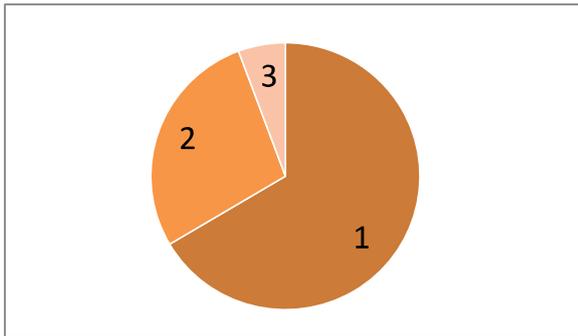
【A票・問13】 保護司候補者検討協議会を設置していない理由(当てはまるもの全て)



1 現状で保護司の補充に困っていないから	154 (34.6)
2 開催にかかる手間が大きい	127 (28.5)
3 効果があると思わない	154 (34.6)
4 その他	165 (37.1)

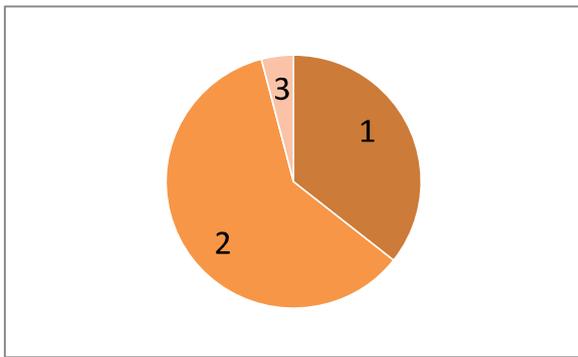
【A票】地区会長

【A票・問14】 適任者の情報について保護司退任者から協力を得られているか。



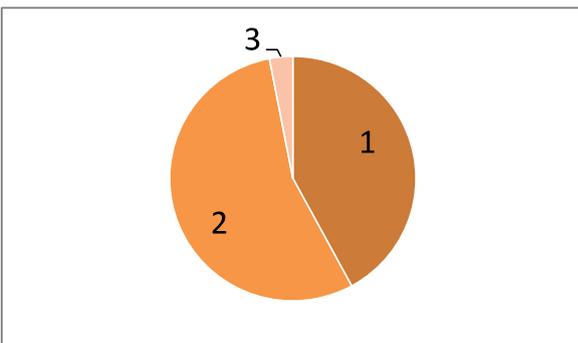
1 得られている	564 (66.5)
2 得られていない	236 (27.8)
3 わからない	48 (5.7)

【A票・問15】 委嘱時の上限年齢(原則66歳以下)を引き上げるべきか。



1 引き上げるべき	306 (35.7)
2 現状のままでよい	517 (60.3)
3 わからない	35 (4.1)

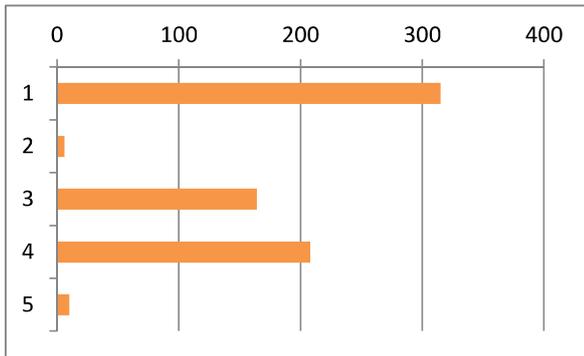
【A票・問17】 再任時の上限年齢(76歳未満)を引き上げるべきか。



1 引き上げるべき	360 (42.1)
2 現状のままでよい	470 (54.9)
3 わからない	26 (3.0)

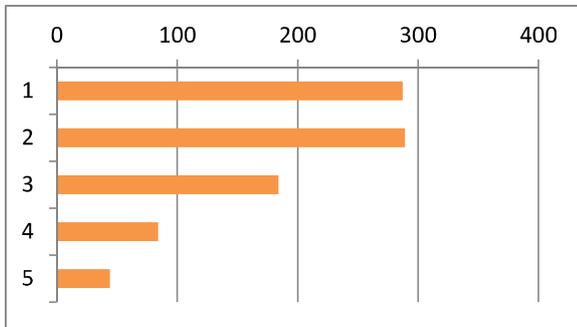
【A票】地区会長

【A票・問18】 再任時の上限年齢を引き上げるべきとする理由(主なもの2つ)



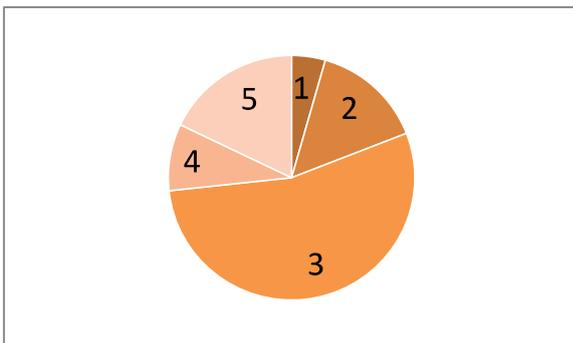
1 定年でも意欲や能力がある人がいるから	315 (87.5)
2 保護司数が増えるから	6 (1.7)
3 豊富な経験・知見は保護司会にも重要だから	164 (45.6)
4 社会全体の平均寿命が延びているから	208 (57.8)
5 その他	10 (2.8)

【A票・問20】 再任時の上限年齢は現状のままでよいとする理由(主なもの2つ)



1 引き上げは高齢化を進行させるだけだから	287 (61.1)
2 高齢になるにつれ、再任の判断が困難	289 (61.5)
3 保護司会の組織が硬直化	184 (39.1)
4 制度が定着しているから	84 (17.9)
5 その他	44 (9.4)

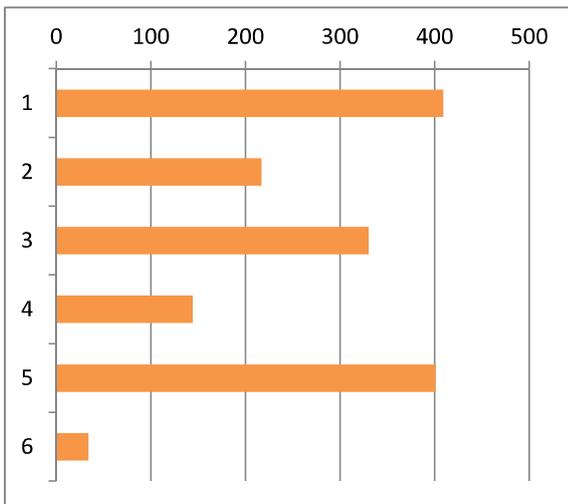
【A票・問21】 保護司の希望や時間的余裕等に応じて、保護司活動を限定する方法(例えば、事件担当のみを行う保護司、犯罪予防活動のみを行う保護司、保護司会事務のみを行う保護司等)を積極的に採用すべきか。



1 多いに賛成	37 (4.4)
2 賛成	123 (14.7)
3 反対	455 (54.2)
4 おおいに反対	74 (8.8)
5 どちらともいえない	150 (17.9)

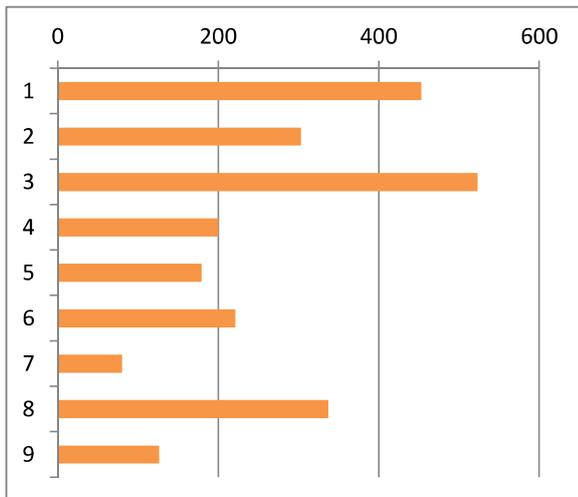
【A票】地区会長

【A票・問24】 保護司活動を限定する方法に反対する理由(主なもの3つ)



1 保護司の職務である以上限定すべきでない	409 (77.3)
2 保護司の間で溝が生じるおそれがある	217 (41.0)
3 保護司としての経験・知見が十分養われない	330 (62.4)
4 地域性のない保護司が生まれ趣旨に合わない	144 (27.2)
5 バランスのとれた保護司会活動ができなくなる	401 (75.8)
6 その他	34 (6.4)

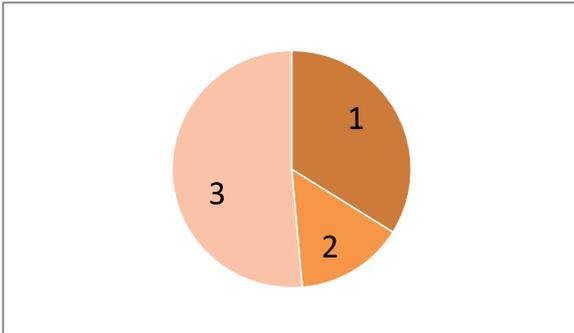
【A票・問26】 今後、保護司を安定的に確保していくために、特にどういった方に保護司になってもらうよう働きかけたほうがよいか。(3つまで)



1 比較的若い年齢層	453 (52.6)
2 女性	303 (35.2)
3 地方公共団体の職員	523 (60.7)
4 専門職(医師, 弁護士, 社会福祉士等)	200 (23.2)
5 一般企業の職員	179 (20.8)
6 更生保護女性会員	221 (25.7)
7 BBS会員	80 (9.3)
8 協力雇用主	337 (39.1)
9 その他	126 (14.6)

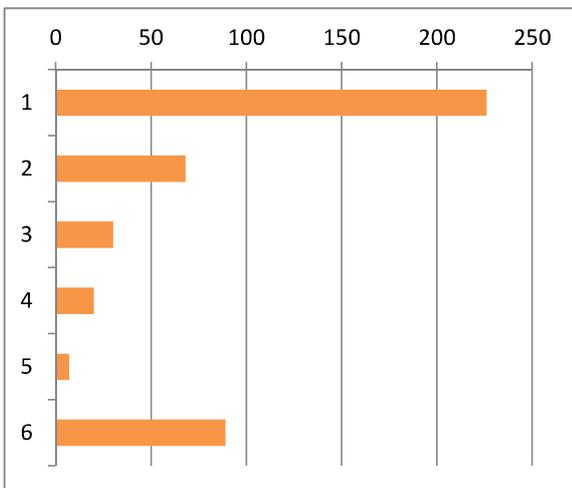
【A票】地区会長

【A票・問28】 保護司活動インターンシップを実施したことがあるか。



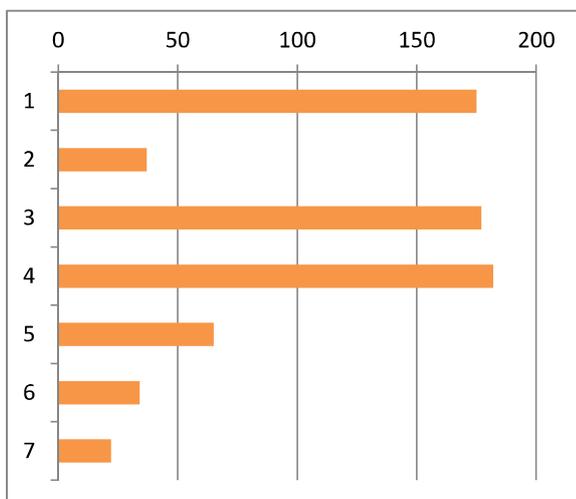
1 実施したことがある	290 (33.9)
2 実施したことはないが計画している	126 (14.7)
3 実施したことがなく計画もしていない	440 (51.4)

【A票・問29】 保護司活動インターンシップの主な参加者(3つまで)



1 委嘱手続中の保護司候補者	226 (77.9)
2 更生保護女性会員	68 (23.4)
3 協力雇用主	30 (10.3)
4 BBS会員	20 (6.9)
5 更生保護施設職員	7 (2.4)
6 1から5を除く一般市民	89 (30.7)

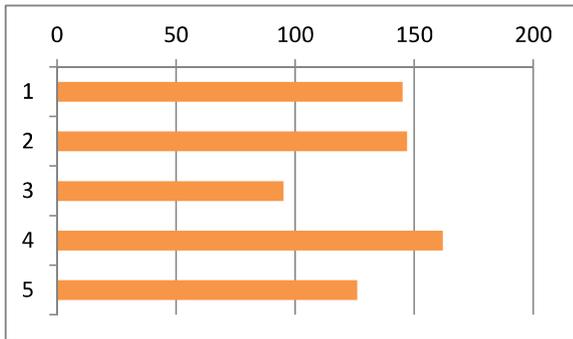
【A票・問30】 より多くのインターンシップ参加者を保護司の委嘱につなげるためにはどうしたらよいか。(主なもの3つ)



1 一般市民やボランティア団体、企業等へのインターンシップの広報	175 (60.3)
2 希望者のニーズに応じた活動先紹介	37 (12.8)
3 参加者の質問等へのきめ細かな対応	177 (61.0)
4 参加者への情報提供(機関紙、次回インターンシップ等)などの継続的な働き掛け	182 (62.8)
5 参加者情報を保護司会で一元的管理	65 (22.4)
6 参加を保護司委嘱の要件とする	34 (11.7)
7 その他	22 (7.6)

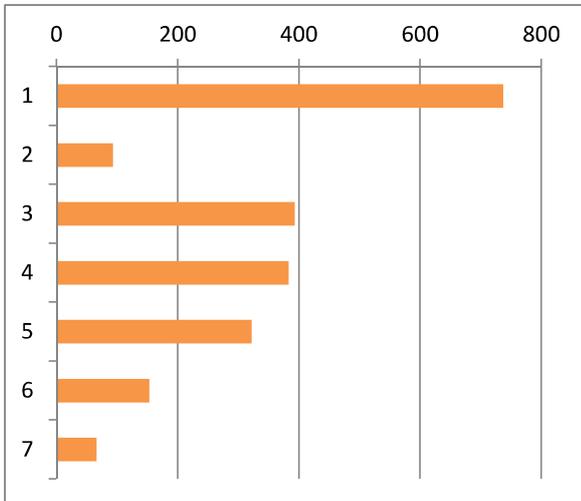
【A票】地区会長

【A票・問31】 保護司活動インターンシップを実施しない理由(主なもの2つ)



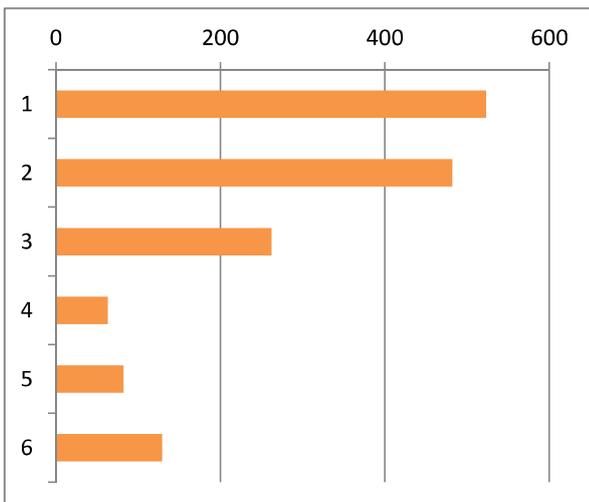
1 現状で保護司の補充に困っていないから	145 (33.0)
2 準備にかかる手間が大きい	147 (33.4)
3 保護司以外が参加することに抵抗がある	95 (21.6)
4 効果があると思わないから	162 (36.8)
5 その他	126 (28.6)

【A票・問32】 経験の少ない保護司に対して保護司会として配慮していること(主なもの3つ)



1 できるだけ相談に応じるようにしている	737 (85.6)
2 相談に応じる保護司を指定	93 (10.8)
3 部会活動について丁寧に説明	393 (45.6)
4 保護司会内で適切な役割を付与	383 (44.5)
5 経験の少ない保護司対象の研修会実施	322 (37.4)
6 その他	153 (17.8)
7 特に配慮していない	66 (7.7)

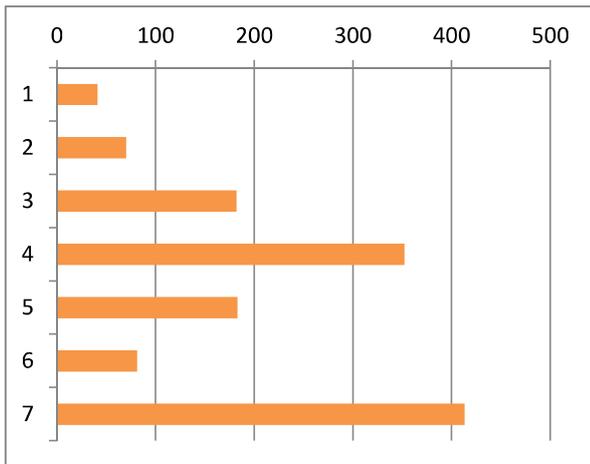
【A票・問33】 就業している、家族の介護をしている等の理由で保護司活動に充てられる時間が限られている保護司に対して、保護司会として配慮していること(主なもの2つ)



1 犯罪予防活動は可能なときにのみ参加を依頼	523 (60.7)
2 部会活動は可能なときにのみ参加を依頼	482 (56.0)
3 役職に就かないよう配慮	262 (30.4)
4 保護司の事情に応じた特別な役割を付与	63 (7.3)
5 その他	82 (9.5)
6 特に配慮していない	129 (15.0)

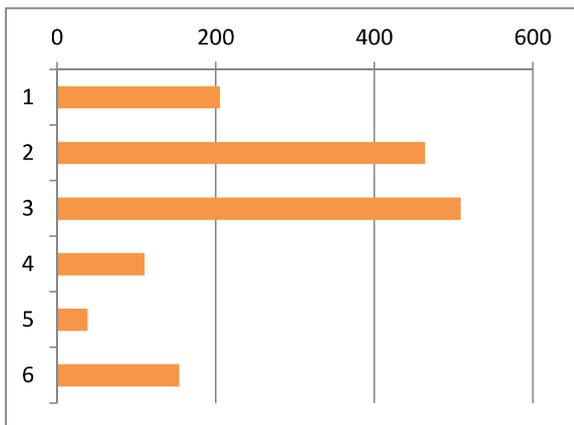
【A票】地区会長

【A票・問34】 保護司研修について改善してほしいこと(当てはまるもの全て)



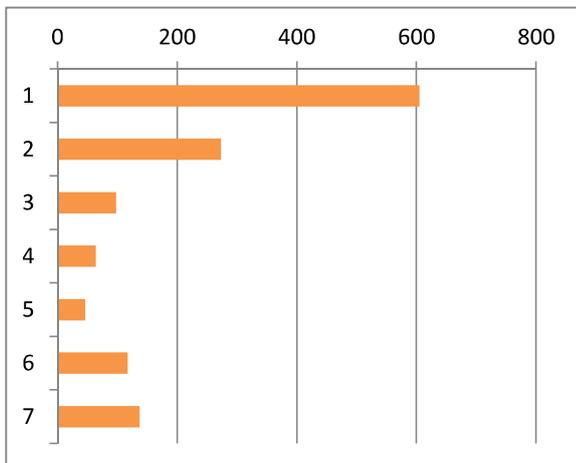
1 地域別定例研修の数を増やしてほしい	41 (4.8)
2 地域別定例研修の数を減らしてほしい	70 (8.1)
3 研修の開始時間を夕方から夜間にしてほしい	182 (21.1)
4 平日以外にも研修を受けられるようにしてほしい	352 (40.9)
5 在宅で受けられるようにしてほしい	183 (21.3)
6 その他	81 (9.4)
7 現状のままでよい	413 (48.0)

【A票・問35】 効果的かつ効率的に保護司活動を行うために、保護司会として行っている取組(当てはまるもの全て)



1 保護司会幹部の育成	205 (23.8)
2 保護司会運営に多くの保護司を関与させる工夫	464 (53.9)
3 保護司同士の交流活発化への配慮	509 (59.1)
4 保護司会活動等の定期的な検証	110 (12.8)
5 その他	38 (4.4)
6 特に行っていない	154 (17.9)

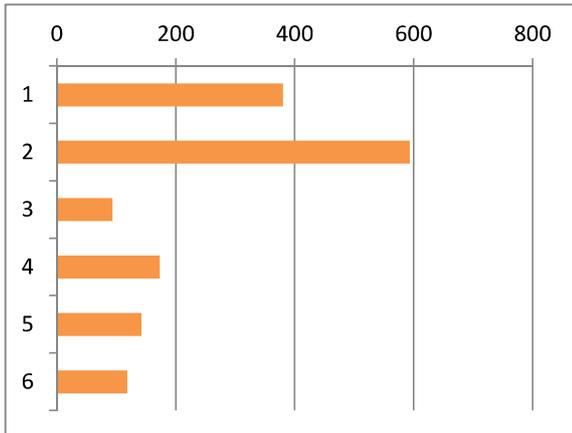
【A票・問37】 保護司会として取り組んでいる広報活動(当てはまるもの全て)



1 保護司会機関紙の発行	605 (70.3)
2 地方公共団体の広報紙への掲載	273 (31.7)
3 地元ケーブルテレビを利用した広報	98 (11.4)
4 地域情報誌を利用した広報	64 (7.4)
5 ホームページ, Facebook, ツイッター等	46 (5.3)
6 その他	117 (13.6)
7 特にしていない	137 (15.9)

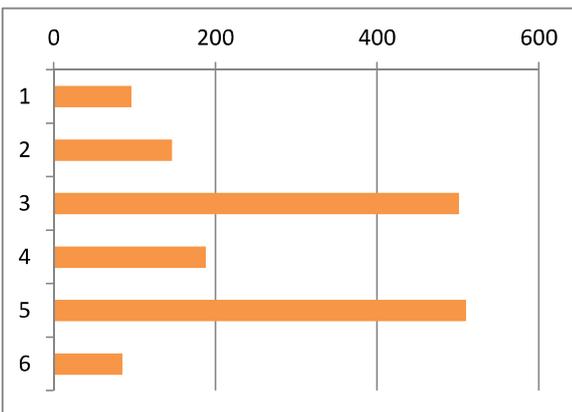
【A票】地区会長

【A票・問38】 今後、保護司を安定的に確保していくために、特に必要となる広報活動について(2つまで)



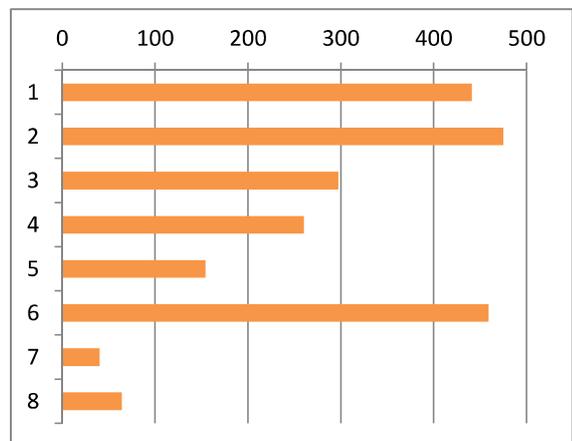
1 保護司会機関紙の発行	380 (44.1)
2 地方公共団体の広報紙への掲載	593 (68.9)
3 地元ケーブルテレビを利用した広報	93 (10.8)
4 地域情報誌を利用した広報	173 (20.1)
5 ホームページ, Facebook, ツイッター等	142 (16.5)
6 その他	118 (13.7)

【A票・問39】保護司活動を地域住民に知ってもらい、保護司の確保につなげるためには、どのような広報を行うことがより効果が期待できると思うか。(主なもの2つまで)



1 マスコットキャラクターの活用	96 (11.1)
2 芸能人や有名人の活用	146 (17.0)
3 実在の保護司の活動を紹介	501 (58.2)
4 立ち直ることができた元対象者等の声等を紹介	188 (21.8)
5 犯罪状況や保護司制度等について解説	510 (59.2)
6 その他	85 (9.9)

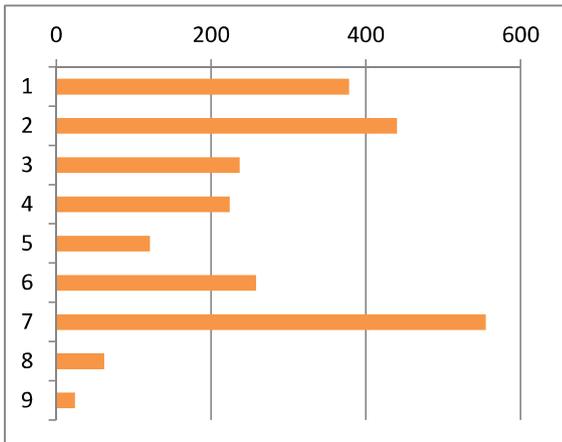
【A票・問40】 保護司の安定的確保のため、都道府県保護司会連合会に求めること。(主なもの3つ)



1 適任者確保のための広報資材の作成・提供	441 (51.2)
2 自治体や関係機関等への人材情報の提供依頼	475 (55.2)
3 安定的確保に資する情報の提供	297 (34.5)
4 保護司を対象とする研修の実施・充実	260 (30.2)
5 保護司の現状等に関する調査研究	154 (17.9)
6 保護司会活動に対する経費助成	459 (53.3)
7 保護司会活動に対する予算措置の充実	40 (4.6)
8 特になし(現状のままでよい)	64 (7.4)

【A票】地区会長

【A票・問41】 保護司の安定的確保のため、保護観察所(又は国)に求めること。(主なもの3つ)



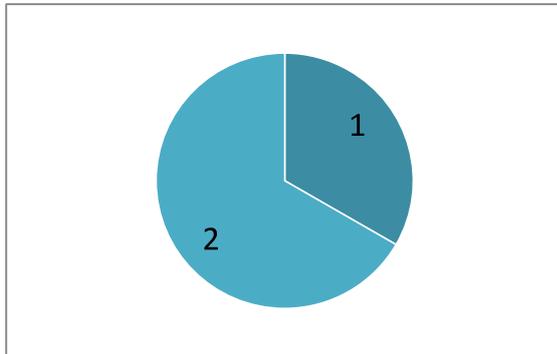
1 適任者確保のための広報資材の作成・提供	378 (43.9)
2 自治体や関係機関等への人材情報の提供依頼	440 (51.1)
3 安定的確保に資する情報の提供	237 (27.5)
4 保護司を対象とする研修の実施・充実	224 (26.0)
5 保護司の現状等に関する調査研究	121 (14.1)
6 経験の浅い保護司に対する事件担当の提供	258 (30.0)
7 保護司会活動に対する予算措置の充実	555 (64.5)
8 その他	62 (7.2)
9 特になし(現状のままでよい)	24 (2.8)

【B票】委嘱後6年未満の保護司

○ 委嘱後6年未満の保護司

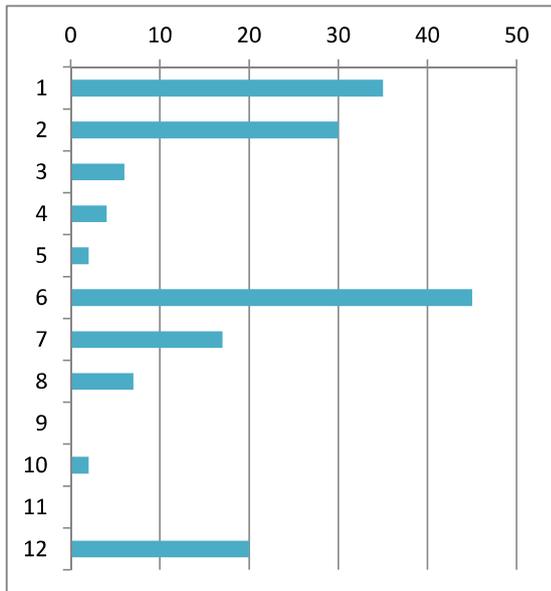
【H30年8月～9月】 回答数：99(回答率99.0%)

【B票・問8】 保護司についていつから知っていたか。



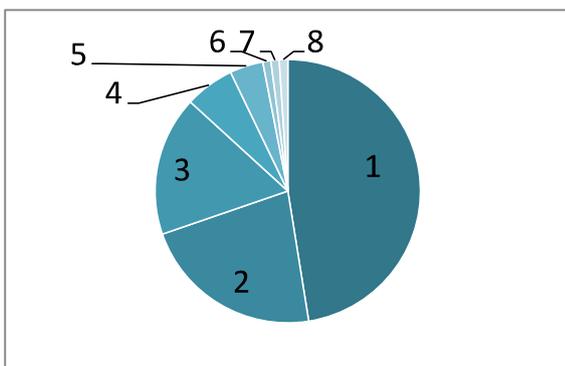
	括弧内は%
1 保護司にならないか誘われたとき	14 (14.3)
2 保護司にならないか誘われる前から	84 (85.7)

【B票・問9】 保護司にならないか誘われる前から知っていた場合、どのように知ったか。



1 新聞, テレビ等の報道, ドラマ, 映画等	35 (41.7)
2 “社会を明るくする運動”等の行事	30 (35.7)
3 保護司会の機関紙	6 (7.1)
4 町内会等で回覧されるチラシ	4 (4.8)
5 ホームページやツイッター等	2 (2.4)
6 家族や知人が保護司をしていたから	45 (53.6)
7 ボランティア活動等で関わり	17 (20.2)
8 職場で保護司をしている人がいたから	7 (8.3)
9 職場で紹介していたから	0 (0.0)
10 自治体やボランティアセンターでの紹介	2 (2.4)
11 更生保護サポートセンター	0 (0.0)
12 その他	20 (23.8)

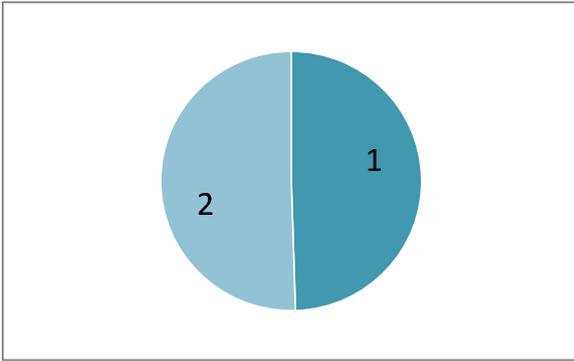
【B票・問10】 初めて事件を担当した時期



1 委嘱後半年未満	47 (47.5)
2 委嘱後半年以上1年未満	22 (22.2)
3 委嘱後1年以上2年未満	17 (17.2)
4 委嘱後2年以上3年未満	6 (6.1)
5 委嘱後3年以上4年未満	4 (4.0)
6 委嘱後4年以上5年未満	1 (1.0)
7 委嘱後5年以上6年未満	1 (1.0)
8 まだ事件担当していない	1 (1.0)

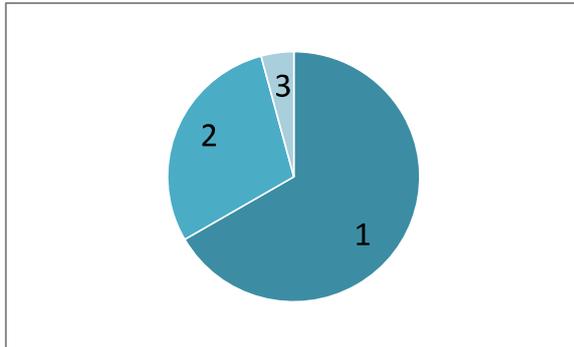
【B票】委嘱後6年未満の保護司

【B票・問13】 複数担当制の利用



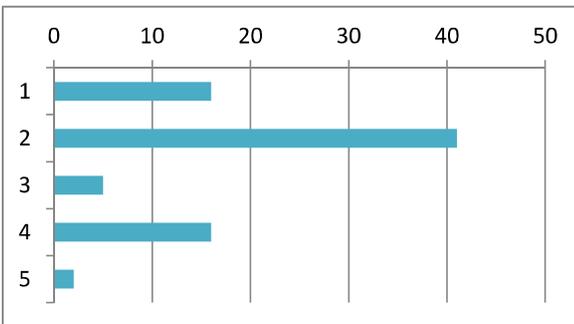
1 ある	48 (49.5)
2 ない	49 (50.5)

【B票・問14】 複数担当制を利用して効果は感じたか。



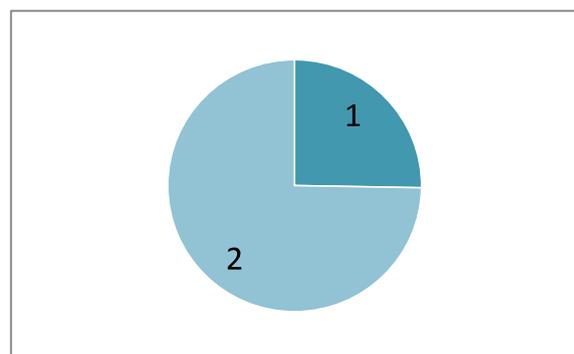
1 大いに感じられた	32 (66.7)
2 やや感じられた	14 (29.2)
3 特に感じられなかった	2 (4.2)

【B票・問15】 複数担当制で得られた効果(主なもの2つ)



1 対象者に対する指導・援助がはかどった	16 (34.8)
2 対象者の指導に対する不安が軽減された	41 (89.1)
3 対象者の指導に係る時間的負担が軽減された	5 (10.9)
4 自身の処遇活動を見直すことができた	16 (34.8)
5 その他	2 (4.3)

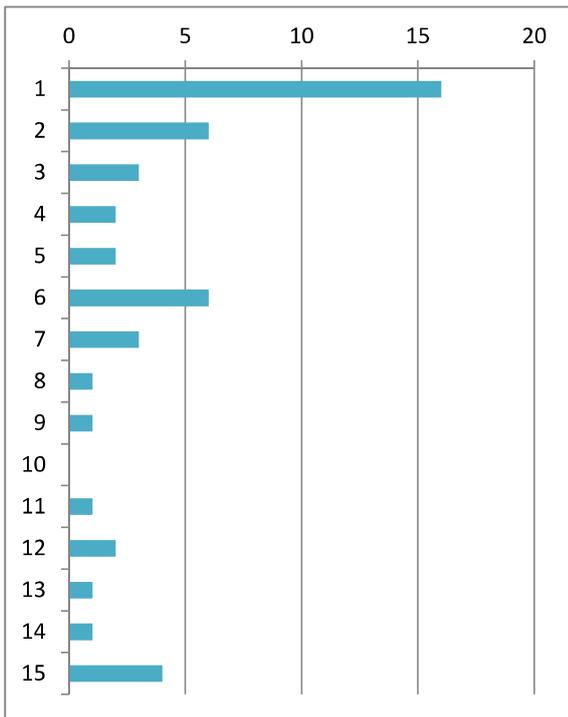
【B票・問16】 これまでに保護司を辞めたいと思ったことがあるか。



1 辞めたいと思ったことがある	25 (25.3)
2 辞めたいと思ったことがない	74 (74.7)

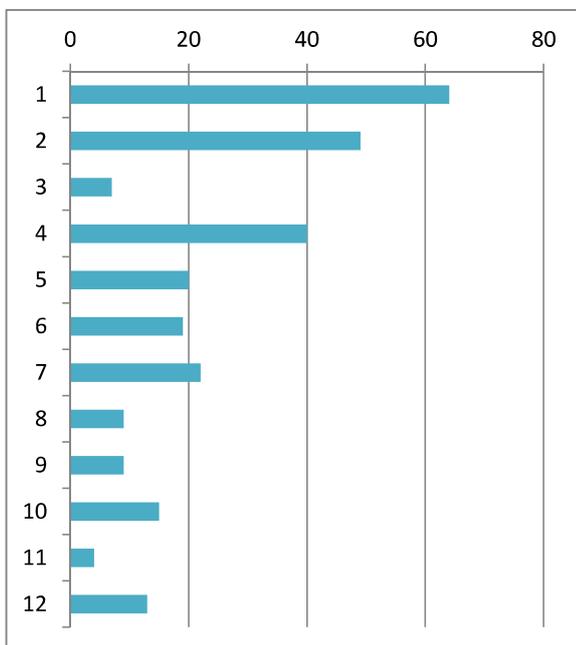
【B票】委嘱後6年未満の保護司

【B票・問17】 辞めたいと思った理由(当てはまるもの全て)



1 指導・援助に自信がなかった	16 (64.0)
2 再犯・再非行に責任を感じた	6 (24.0)
3 対象者が自宅に来訪するから	3 (12.0)
4 家族の理解が得られない	2 (8.0)
5 事件担当が多く、時間的負担が大きい	2 (8.0)
6 会合や研修が多く、時間的負担が大きい	6 (24.0)
7 地域活動が多く、時間的負担が大きい	3 (12.0)
8 金銭的負担が大きい	1 (4.0)
9 担当事件が少ない	1 (4.0)
10 会合や研修が少ない	0 (0.0)
11 地域活動が少ない	1 (4.0)
12 相談したり助言を受ける相手がいない	2 (8.0)
13 他の保護司と活動することが負担	1 (4.0)
14 保護司の社会的評価が低い	1 (4.0)
15 その他	4 (16.0)

【B票・問18】 辞めずにこれまで継続できた理由(当てはまるもの全て)

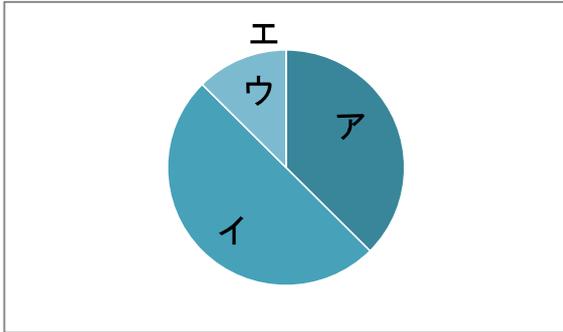


1 先輩保護司によるサポート	64 (64.6)
2 観察官等によるサポート	49 (49.5)
3 家族に励まされたから	7 (7.1)
4 事件担当にやりがいを感じたから	40 (40.4)
5 地域活動にやりがいを感じたから	20 (20.2)
6 研修が充実しているから	19 (19.2)
7 保護司会や保護観察所からの保護司活動に対する配慮	22 (22.2)
8 職場からの保護司活動に対する配慮	9 (9.1)
9 保護司の社会的評価	9 (9.1)
10 サポートセンターが設置されたから	15 (15.2)
11 後任が見つからず辞められないから	4 (4.0)
12 その他	13 (13.1)

【B票】委嘱後6年未満の保護司

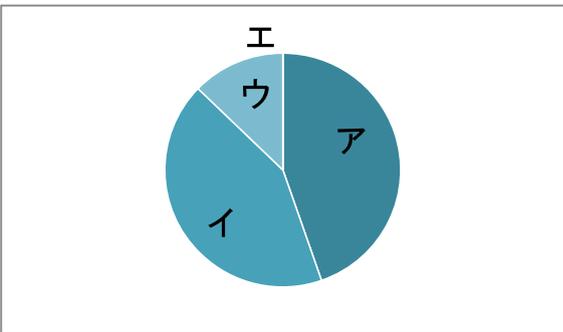
【B票・問21】 更生保護サポートセンターの利用により得られた処遇活動の変化

1 先輩保護司から助言を受ける機会



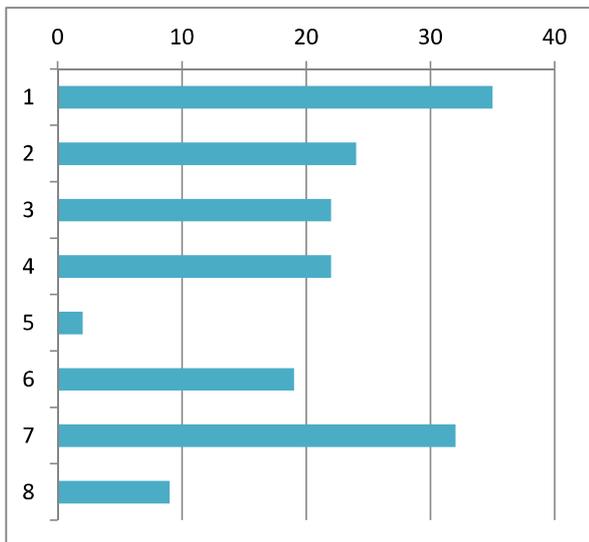
ア 大きく増えた	18 (37.5)
イ やや増えた	24 (50.0)
ウ 変わらない	6 (12.5)
エ 減った	0 (0.0)

2 保護司同士で協議する機会



ア 大きく増えた	21 (44.7)
イ やや増えた	20 (42.6)
ウ 変わらない	6 (12.8)
エ 減った	0 (0.0)

【B票・問22】 事件担当を依頼された場合、保護観察所からどのような支援があれば、より担当しやすくなるか。(当てはまるもの全て)

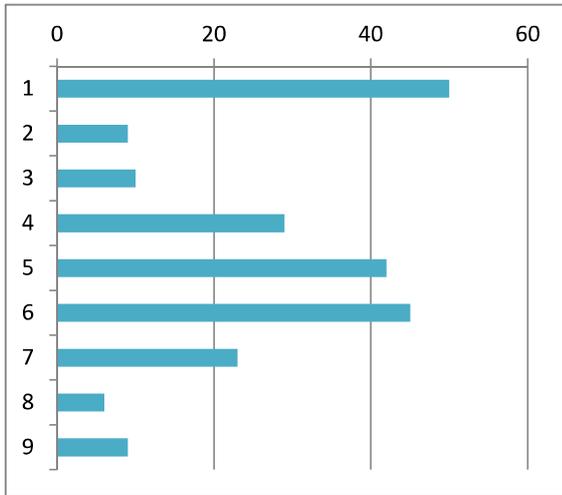


1 現状で満足している	35 (35.4)
2 観察所からのケースの詳細な説明	24 (24.2)
3 観察官に対するケースに関する相談	22 (22.2)
4 夜間や休日の緊急事態の際の相談	22 (22.2)
5 観察官に面接に同席してほしい	2 (2.0)
6 複数担当制としてほしい	19 (19.2)
7 報告書作成・提出方法の工夫(電子メール等)	32 (32.3)
8 その他	9 (9.1)

【B票】委嘱後6年未満の保護司

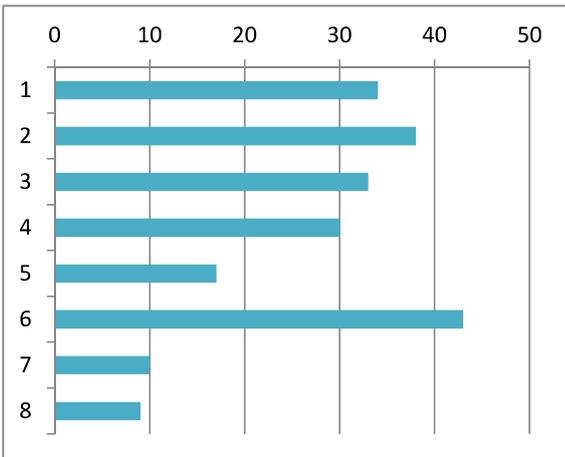
【B票・問23】

保護司会活動や事件担当する際に、保護司会や保護観察所から得られた支援のうち、特に有益だったもの(3つまで)



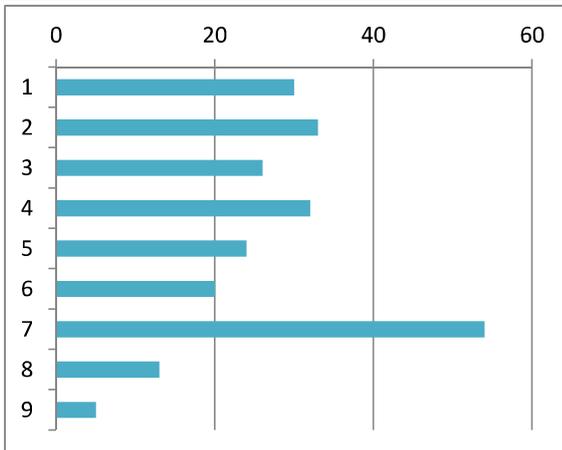
1 処遇活動について保護司が相談に乗ってくれた	50 (50.5)
2 専門部会について保護司が教えてくれた	9 (9.1)
3 犯罪予防活動について保護司が教えてくれた	10 (10.1)
4 保護司会内で適当な役割を付与された	29 (29.3)
5 処遇活動についての保護観察官からの助言	42 (42.4)
6 経験の浅い保護司に対する研修会の実施	45 (45.5)
7 サポートセンターでの面接	23 (23.2)
8 その他	6 (6.1)
9 特に支援を受けていない	9 (9.1)

【B票・問24】 保護司の安定的確保のため、都道府県保護司会連合会に求めること。(主なもの3つ)



1 適任者確保のための広報資材の作成・提供	34 (34.3)
2 自治体や関係機関等への人材情報の提供依頼	38 (38.4)
3 安定的確保に資する情報の提供	33 (33.3)
4 保護司を対象とする研修の実施・充実	30 (30.3)
5 保護司の現状等に関する調査研究	17 (17.2)
6 保護司会活動に対する経費助成	43 (43.4)
7 その他	10 (10.1)
8 特になし(現状のままでよい)	9 (9.1)

【B票・問25】 保護司の安定的確保のため、保護観察所(又は国)に求めること。(主なもの3つ)



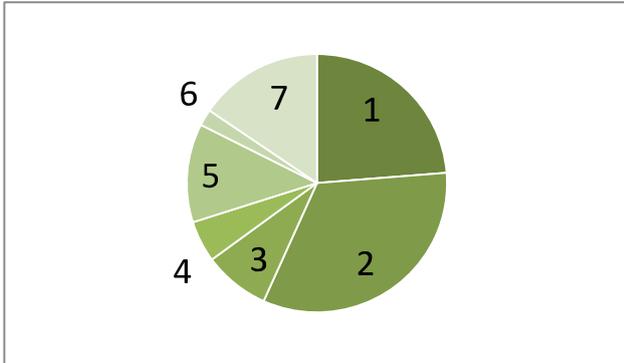
1 適任者確保のための広報資材の作成・提供	30 (30.3)
2 自治体や関係機関等への人材情報の提供依頼	33 (33.3)
3 安定的確保に資する情報の提供	26 (26.3)
4 保護司を対象とする研修の実施・充実	32 (32.3)
5 保護司の現状等に関する調査研究	24 (24.2)
6 経験の浅い保護司に対する事件担当の提供	20 (20.2)
7 保護司会活動に対する予算措置の充実	54 (54.5)
8 その他	13 (13.1)
9 特になし(現状のままでよい)	5 (5.1)

【C票】有職(常勤の会社員等)の保護司

○ 有職(常勤の会社員等)の保護司

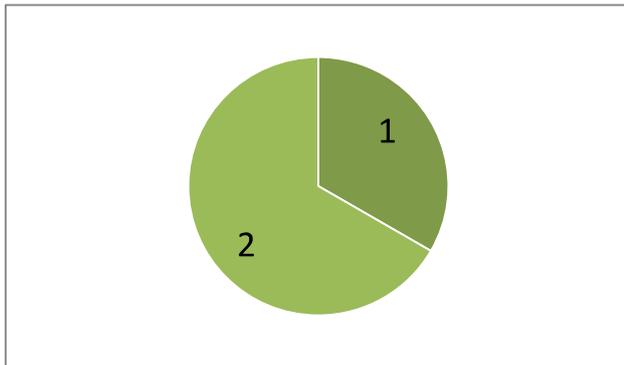
【H30年8月～9月】 回答数:97(回答率97.0%)

【C票・問5】現在の職業



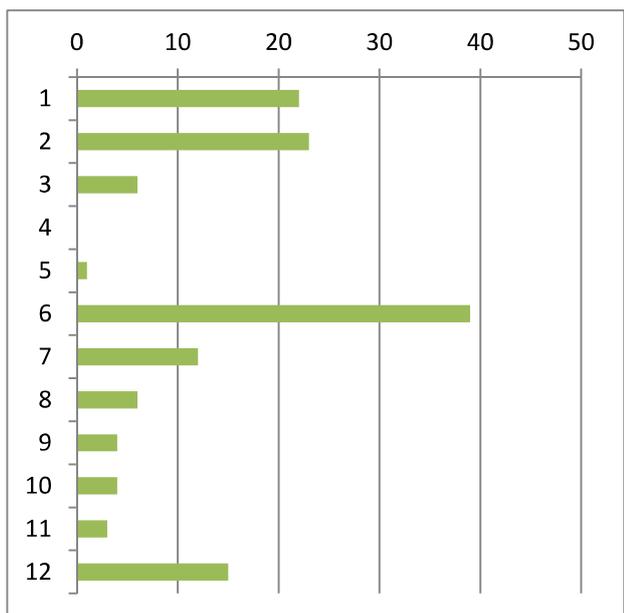
	括弧内は%
1 会社員(一般)	23 (23.7)
2 会社役員	32 (33.0)
3 公務員(教職員を除く)	8 (8.2)
4 教職員	5 (5.2)
5 医療・福祉関係	12 (12.4)
6 法律関係(弁護士, 税理士, 司法書士等)	2 (2.1)
7 その他	15 (15.5)

【C票・問8】保護司についていつから知っていたか。



1 保護司にならないか誘われたとき	31 (32.0)
2 保護司にならないか誘われる前から	66 (68.0)

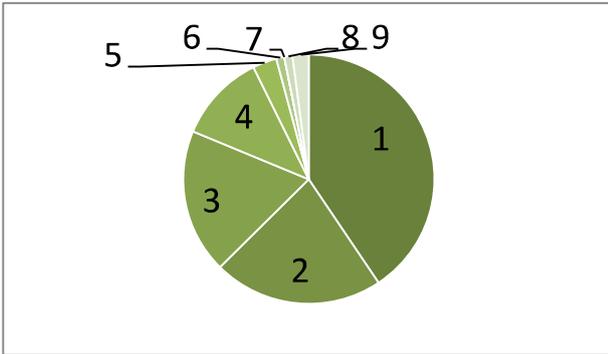
【C票・問9】保護司にならないか誘われる前から知っていた場合、どのように知ったか。



1 新聞, テレビ等の報道, ドラマ, 映画等	22 (33.3)
2 “社会を明るくする運動”等の行事	23 (34.8)
3 保護司会の機関紙	6 (9.1)
4 町内会等で回覧されるチラシ	0 (0.0)
5 ホームページやツイッター等	1 (1.5)
6 家族や知人が保護司をしていたから	39 (59.1)
7 ボランティア活動等での関わり	12 (18.2)
8 職場で保護司をしている人がいたから	6 (9.1)
9 職場で紹介していたから	4 (6.1)
10 自治体やボランティアセンターでの紹介	4 (6.1)
11 更生保護サポートセンター	3 (4.5)
12 その他	15 (22.7)

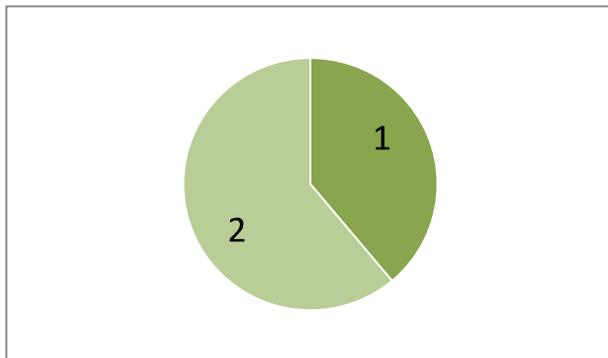
【C票】有職(常勤の会社員等)の保護司

【C票・問10】初めて事件を担当した時期



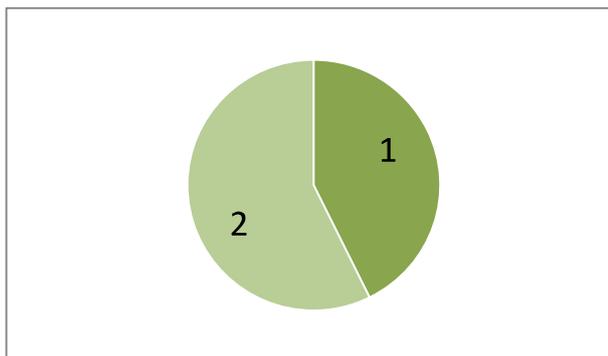
1 委嘱後半年未満	39 (40.6)
2 委嘱後半年以上1年未満	21 (21.9)
3 委嘱後1年以上2年未満	18 (18.8)
4 委嘱後2年以上3年未満	11 (11.5)
5 委嘱後3年以上4年未満	3 (3.1)
6 委嘱後4年以上5年未満	1 (1.0)
7 委嘱後5年以上6年未満	0 (0.0)
8 委嘱後6年以上	1 (1.0)
9 まだ事件担当していない	2 (2.1)

【B票・問13】複数担当制の利用



1 ある	35 (38.9)
2 ない	55 (61.1)

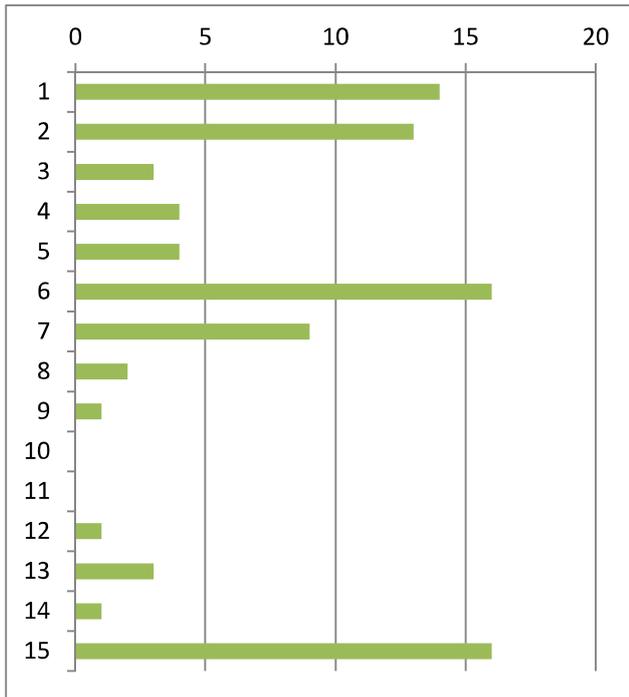
【C票・問16】これまでに保護司を辞めたいと思ったことがあるか。



1 辞めたいと思ったことがある	41 (42.7)
2 辞めたいと思ったことがない	55 (57.3)

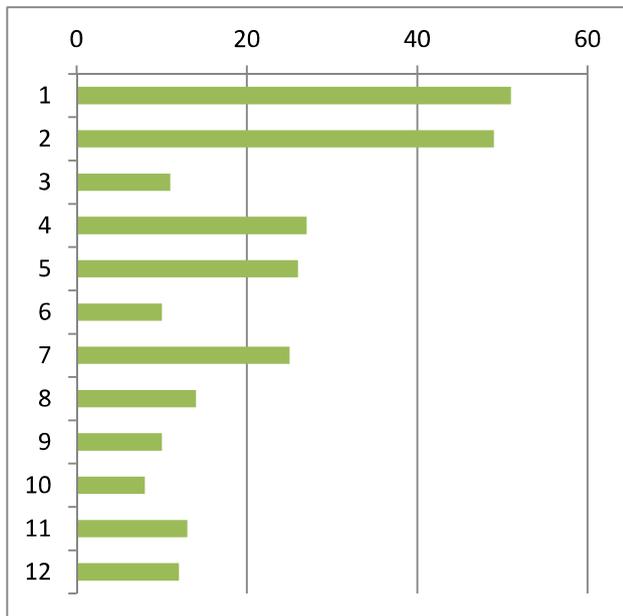
【C票】有職(常勤の会社員等)の保護司

【C票・問17】 辞めたいと思った理由(当てはまるもの全て)



1 指導・援助に自信がなかった	14 (34.1)
2 再犯・再非行に責任を感じた	13 (31.7)
3 対象者が自宅に来訪するから	3 (7.3)
4 家族の理解が得られない	4 (9.8)
5 事件担当が多く、時間的負担が大きい	4 (9.8)
6 会合や研修が多く、時間的負担が大きい	16 (39.0)
7 地域活動が多く、時間的負担が大きい	9 (22.0)
8 金銭的負担が大きい	2 (4.9)
9 担当事件が少ない	1 (2.4)
10 会合や研修が少ない	0 (0.0)
11 地域活動が少ない	0 (0.0)
12 相談したり助言を受ける相手がない	1 (2.4)
13 他の保護司と活動することが負担	3 (7.3)
14 保護司の社会的評価が低い	1 (2.4)
15 その他	16 (39.0)

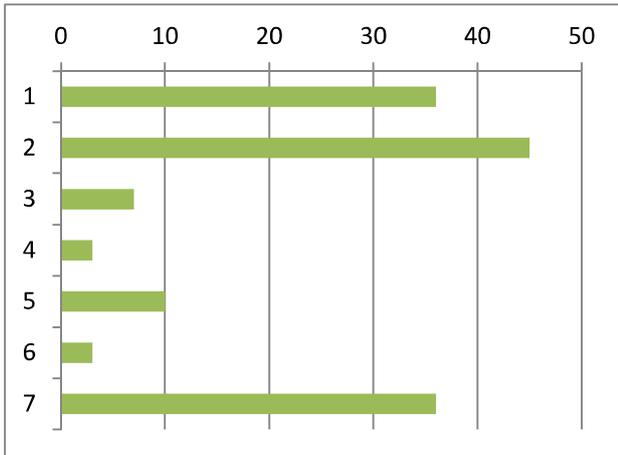
【C票・問18】 辞めずにこれまで継続できた理由(当てはまるもの全て)



1 先輩保護司によるサポート	51 (52.6)
2 観察官等によるサポート	49 (50.5)
3 家族に励まされたから	11 (11.3)
4 事件担当にやりがいを感じたから	27 (27.8)
5 地域活動にやりがいを感じたから	26 (26.8)
6 研修が充実しているから	10 (10.3)
7 保護司会や保護観察所からの保護司活動に対する配慮	25 (25.8)
8 職場からの保護司活動に対する配慮	14 (14.4)
9 保護司の社会的評価	10 (10.3)
10 サポートセンターが設置されたから	8 (8.2)
11 後任が見つからず辞められないか	13 (13.4)
12 その他	12 (12.4)

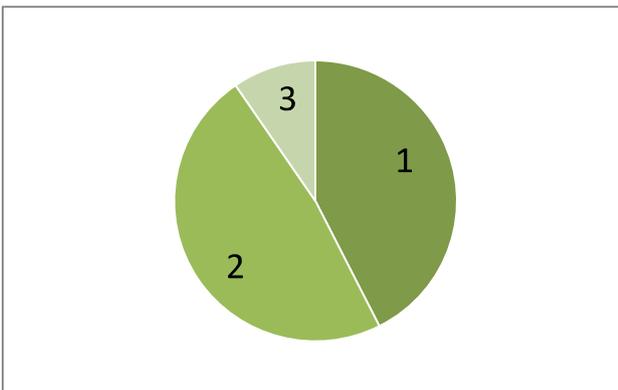
【C票】有職(常勤の会社員等)の保護司

【C票・問19】 保護司会活動や事件担当する際に、保護司会や保護観察所から、活動にかかる時間的制約について得られた配慮(主なもの2つまで)



1 犯罪予防活動は可能なときにのみ参加できる	36 (37.1)
2 部会活動は可能なときにのみ参加できる	45 (46.4)
3 役職に就かないよう配慮	7 (7.2)
4 保護司の事情に応じた特別な役割が付与	3 (3.1)
5 担当事件数や担当事件の困難度等	10 (10.3)
6 その他	3 (3.1)
7 特に配慮を受けていない	36 (37.1)

【C票・問20】 職場から保護司活動について配慮を受けているか。



1 職場に保護司であることを明かしており、配慮を受けている	40 (42.6)
2 職場に保護司であることを明かしているが、配慮を受けていない	45 (47.9)
3 職場に保護司であることを明かしておらず、配慮を受けていない	9 (9.6)

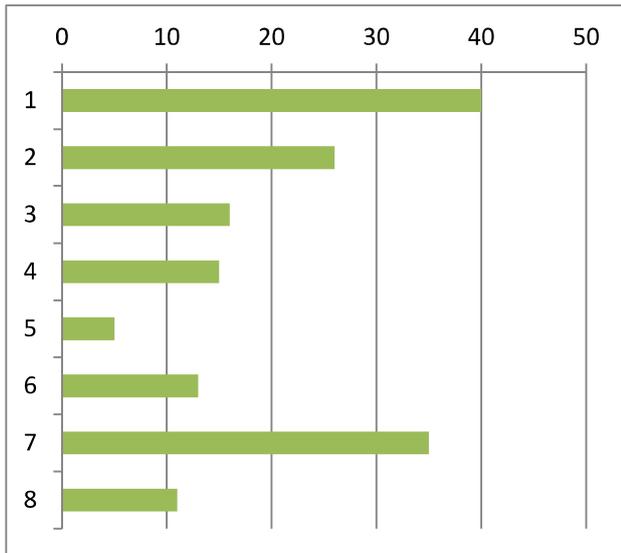
【C票・問21】 職場から保護司活動について配慮を受けている場合、どのような配慮を受けているか(自由記載)

(主な回答)

- ・ 有給休暇の取得や勤務時間の調整について職場の理解がある。
- ・ 仕事のスケジュールを柔軟に変更・調整してもらえる。
- ・ 保護司活動のスケジュールに配慮したシフトを組んでもらえる。
- ・ 保護司活動は職務専念義務免除を受けられる配慮が得られている。「対象者からの電話や急を要する対応でも職務専念義務免除を使用してよい」との理解が得られており、楽になった。(委嘱当初はこのような配慮は得られなかった。)
- ・ 保護司活動等公共性のあるボランティア活動は、会社に申請するとストック有給制度が活用できる。
- ・ (自営業や会社経営者・役員等である場合)ある程度自由に動くことができるが、社員への負担は否めない面もある。

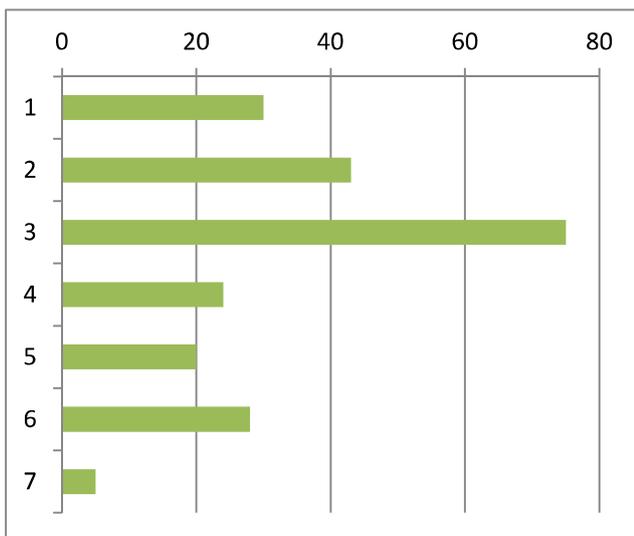
【C票】有職(常勤の会社員等)の保護司

【C票・問22】 事件担当を依頼された場合、保護観察所からどのような支援があれば、より担当しやすくなるか。(当てはまるもの全て)



1 現状で満足している	40 (41.2)
2 観察所からのケースの詳細な説明	26 (26.8)
3 観察官に対するケースに関する相談	16 (16.5)
4 夜間や休日の緊急事態の際の相談	15 (15.5)
5 観察官に面接に同席してほしい	5 (5.2)
6 複数担当制としてほしい	13 (13.4)
7 報告書作成・提出方法の工夫(電子メール等)	35 (36.1)
8 その他	11 (11.3)

【C票・問23】 有職の保護司が保護司活動を続けるための効果的な方策(主なもの3つ)



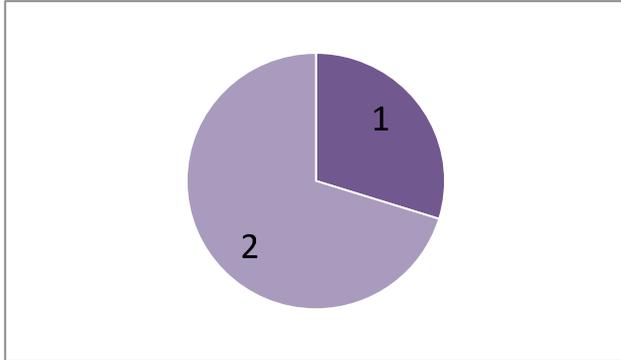
1 勤務時間に配慮した犯罪予防活動	30 (30.9)
2 勤務時間に配慮した部会活動	43 (44.3)
3 保護司研修の開催日や開催時間・方法の工夫	75 (77.3)
4 担当事件数や担当事件の困難度の配慮	24 (24.7)
5 保護司会の役職に対する配慮	20 (20.6)
6 保護司活動に対する勤務先の配慮	28 (28.9)
7 その他	5 (5.2)

【D票】定年による退任予定時期まで1年未満の保護司

○ 定年による退任予定時期まで1年未満の保護司

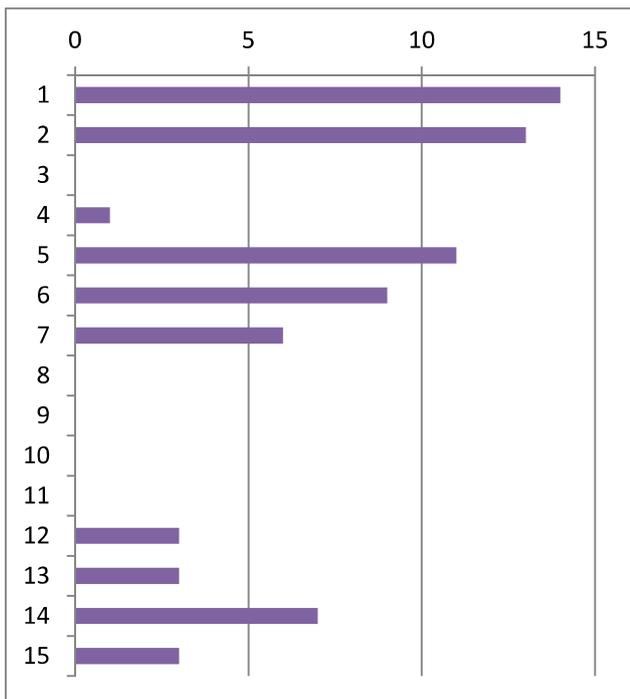
【H30年8月～9月】 回答数：95(回答率95.0%)

【D票・問7】 これまでに保護司を辞めたいと思ったことがありますか。



	括弧内は%
1 辞めたいと思ったことがある	28 (29.8)
2 辞めたいと思ったことがない	66 (70.2)

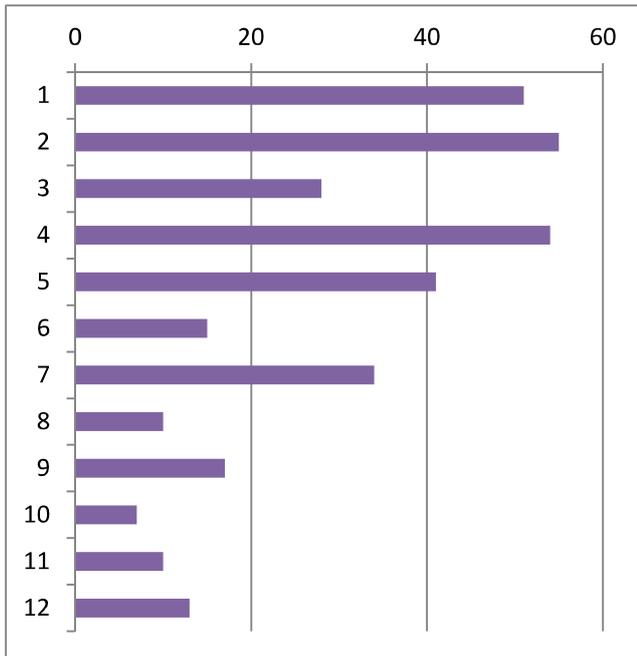
【D票・問8】 辞めたいと思った理由(当てはまるもの全て)



1	指導・援助に自信がなかった	14 (50.0)
2	再犯・再非行に責任を感じた	13 (46.4)
3	対象者が自宅に来訪するから	0 (0.0)
4	家族の理解が得られない	1 (3.6)
5	事件担当が多く、時間的負担が大きい	11 (39.3)
6	会合や研修が多く、時間的負担が大きい	9 (32.1)
7	地域活動が多く、時間的負担が大きい	6 (21.4)
8	金銭的負担が大きい	0 (0.0)
9	担当事件が少ない	0 (0.0)
10	会合や研修が少ない	0 (0.0)
11	地域活動が少ない	0 (0.0)
12	相談したり助言を受ける相手がいない	3 (10.7)
13	他の保護司と活動することが負担	3 (10.7)
14	保護司の社会的評価が低い	7 (25.0)
15	その他	3 (10.7)

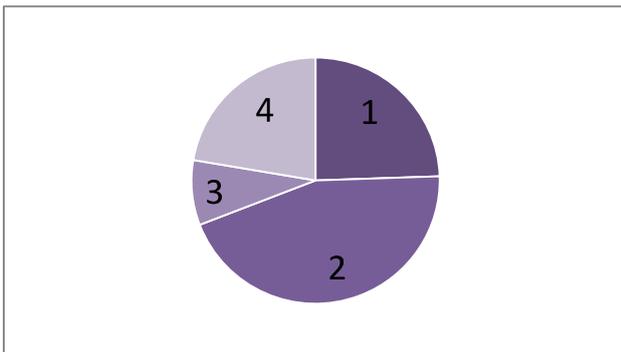
【D票】定年による退任予定時期まで1年未満の保護司

【D票・問9】 辞めずにこれまで継続してきた理由(当てはまるもの全て)



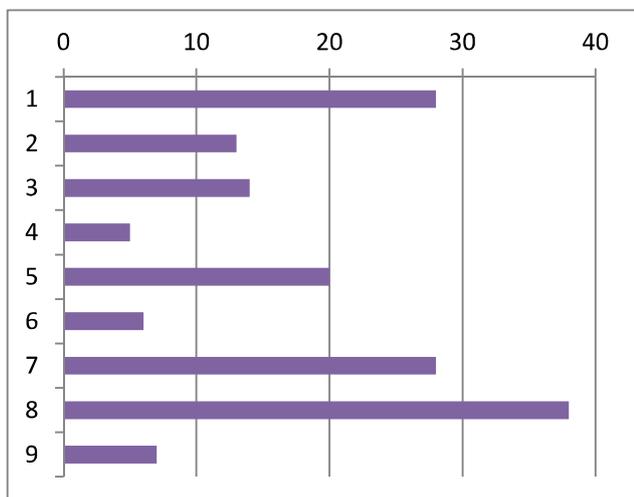
1 先輩保護司によるサポート	51 (53.7)
2 観察官等によるサポート	55 (57.9)
3 家族に励まされたから	28 (29.5)
4 事件担当にやりがいを感じたから	54 (56.8)
5 地域活動にやりがいを感じたから	41 (43.2)
6 研修が充実しているから	15 (15.8)
7 保護司会や保護観察所からの保護司活動に対する配慮	34 (35.8)
8 職場からの保護司活動に対する配慮	10 (10.5)
9 保護司の社会的評価	17 (17.9)
10 サポートセンターが設置されたから	7 (7.4)
11 後任が見つからず辞められないから	10 (10.5)
12 その他	13 (13.7)

【D票・問10】 定年による退任後も保護司会の活動に何らかの関わりを持ちたいと思うか。



1 大いに持ちたい	23 (24.5)
2 やや持ちたい	42 (44.7)
3 持ちたくない	8 (8.5)
4 どちらともいえない	21 (22.3)

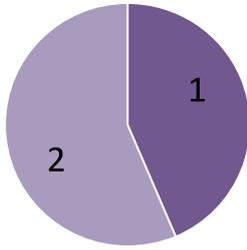
【D票・問11】 定年による退任後も保護司会の活動に関わりたい場合の具体的内容(当てはまるもの全て)



1 保護司適任者の発掘	28 (43.1)
2 保護司会運営に対する助言	13 (20.0)
3 関係団体との連携の仲介	14 (21.5)
4 社会資源情報の提供	5 (7.7)
5 他の更生保護ボランティアとしての協力	20 (30.8)
6 活動資金の寄付	6 (9.2)
7 経験の浅い保護司に対する助言	28 (43.1)
8 保護司同士の親睦	38 (58.5)
9 その他	7 (10.8)

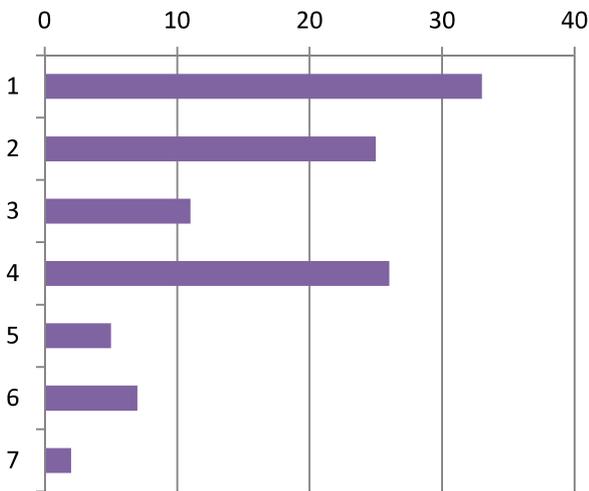
【D票】定年による退任予定時期まで1年未満の保護司

【D票・問12】 仮に再任の上限年齢が引き上げられれば、それ以降も保護司を続けたいと思うか。



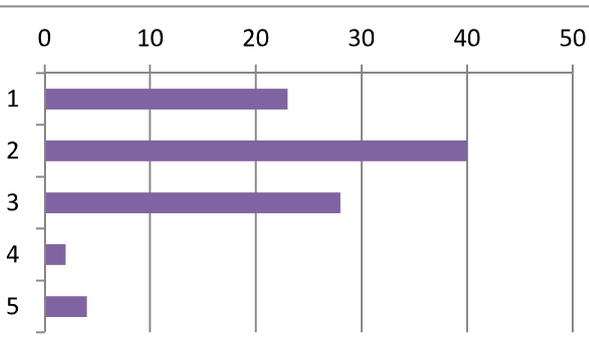
1 思う	41 (43.6)
2 思わない	53 (56.4)

【D票・問13】 仮に再任の上限年齢が引き上げられれば、それ以降も保護司を続けたいとする理由(主なもの3つまで)



1 活動する意欲や体力があるから	33 (80.5)
2 経験等を後輩保護司に伝えたいから	25 (61.0)
3 保護司としての自己研さんを積みたいから	11 (26.8)
4 保護司仲間との関係を続けたいから	26 (63.4)
5 後任の保護司が見つからないから	5 (12.2)
6 保護司数の確保につながるから	7 (17.1)
7 その他	2 (4.9)

【D票・問15】 仮に再任の上限年齢が引き上げられても、保護司を続けたいとは思わない理由(主なもの2つまで)



1 活動する意欲や体力に自信がないから	23 (43.4)
2 世代交代を進め保護司会の活性化を図りたいから	40 (75.5)
3 保護司の高齢化が進行するから	28 (52.8)
4 家族が反対しているから	2 (3.8)
5 その他	4 (7.5)